

郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領

平成15年 6月23日制定

平成16年 4月 1日一部改正

平成18年 4月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成23年 5月 1日一部改正

平成24年 6月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

平成28年 3月25日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

平成31年 4月 1日一部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

令和 4年 4月 1日一部改正

令和 5年 3月31日一部改正

令和 6年 3月29日一部改正

[上下水道局総務課]

(目的)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、郡山市上下水道局における建設工事の請負並びに製造の請負並びに工事に関する調査、測量及び設計並びに修繕（物品の修繕を除く。）（以下「工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2 公表の対象とする工事等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の予定価格を超えるものとする。

- (1) 建設工事の請負及び製造の請負 130万円
- (2) 工事に関する調査、測量及び設計並びに修繕 50万円

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱（平成15年5月23日制定。以下「一般競争入札要綱」という。）第3条に規定する入札参加者の資格
- (2) 一般競争入札要綱第5条に規定する入札参加申請書を提出した者の商号又は名称並びにこれらの者のうち入札参加資格がないとした者の商号又は名称及びその理由
- (3) 入札参加資格がないと認められた者の商号又は名称及びその理由
- (4) 入札者の商号又は名称及び各回の入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称及び申込み金額
 - (7) 予定価格（随意契約を行った場合を除く。）
 - (8) 郡山市上下水道局建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年11月4日制定。）第5条第1項に定める調査基準価格及び第6条第1項に定める失格基準価格を定めた場合における当該価格（建設工事の請負及び製造の請負に限る。）
 - (9) 契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 工事等の名称、場所、業種、概要及び契約方法
 - ウ 着手及び完成の時期
 - エ 契約金額
 - (10) 随意契約を行った場合における相手方を選定した理由
 - (11) 公表した工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の次に掲げる変更契約の内容
 - ア 工事等の名称、場所、業種及び概要
 - イ 着手及び完成の時期
 - ウ 契約金額
 - エ 変更理由
- （入札不調時の取扱い）

第4 入札の不調が決定した場合は、第5号様式により不調となった旨のみを公表する。
（公表時期）

第5 公表する時期は、次の各号に掲げる内容に応じ、それぞれ当該各号に定める期日とする。

- (1) 第3第1号 公告の日
- (2) 第3第2号、第3号及び第5号 落札者又は契約の相手方が決定した日の翌日まで
- (3) 第3第4号及び第6号から第10号まで 契約締結後10営業日まで
- (4) 第3第11号 変更契約締結後10営業日まで
- (5) 第4 不調が決定した日の翌日まで

（公表方法）

第6 公表は、郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 第3第2号 制限付一般競争入札申込者名リスト（第1号様式）及び制限付一般競争入札無資格者リスト（第2号様式）
- (2) 第3第3号 指名業者リスト（第3号様式）
- (3) 第3第4号及び第6号から第8号まで 入札執行調書・入札結果表（第4号様式）
- (4) 第3第5号及び第4 入札（見積）結果報告書（第5号様式）
- (5) 第3第9号 工事等契約通知書（第6号様式）
- (6) 第3第10号 随意契約相手方選定理由書（第7号様式）

(7) 第3第11号 契約内容の変更(第8号様式)

第7 公表期間は、契約の締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

(委任)

第8 この要領に定めのない事項については、郡山市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。

(郡山市水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領の廃止)

2 郡山市水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領(平成13年12月18日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

